

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

[illegible]

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

	【国における状況】 ○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (R4年5月公布、R6年4月施行) 女性をめぐる課題の複雑化・多様化・複合化や支援対象の拡大に伴い、売春防止法を法的根拠とすることに限界が生じ、売春防止法に代わる新たな法的根拠として、制定された。困難な問題を抱える女性への支援や民間団体との協働等について規定されている。 【県における状況】 ○岡山県職員特殊勤務手当支給条例等の一部改正 (R6年4月施行) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う改正	【国における状況】 ○困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針 (R5年3月告示) 基本方針は都道府県基本計画の指針となるもの。支援に関する基本的な事項及び支援のための施策の内容に関する事項等が示されている。 【県における状況】 ○岡山県困難な問題を抱える女性支援計画 (R6年4月策定、計画期間：R6～R10年度) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び基本方針に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を示している。	○女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化した。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、女性支援強化が喫緊の課題となった。 (地域福祉課)
	【国における状況】 ○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律 (ストーカー規制法改正) (R3年6月施行（一部R3年8月施行）) GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等や拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為等を規制対象行為に追加等の改正を実施	該当なし	○ストーカー事案の認知件数は、高水準で推移している。 (警察本部・人身安全対策課)

前回県民意識調査（令和元年8月）後の社会情勢等の変化について

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等	「人権問題に関する県民意識調査」
子ども	子ども	【国における状況】 ○こども基本法 （R4年6月公布、R5年4月施行） こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、こどもに関する様々な施策を講ずるに当たっての基本理念や基本となる事項等を規定 ○児童福祉法の改正 （R元年6月公布、R2年4月施行） - 児童の権利擁護（体罰禁止の法定化等） - 児童相談所の体制強化 - 児童相談所の設置促進 - 関係機関間の連携強化 （R4年6月公布、R6年4月施行） - 市町村によるこども家庭センターの設置 - 児童の意見聴取等の仕組みの整備 - 一時保護所の環境改善、児童相談所による支援の強化 - 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入（未施行） - 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 - 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援強化 - 児童をわいせつ行為から守る環境整備 ○民法の改正 （R4年12月公布、施行） - 親権者による懲戒権の削除 （R6年5月公布、未施行） - 婚姻関係の有無にかかわらず父母が子に対して負う責務の明確化 - 離婚後の親権者を共同親権、単独親権のどちらかとする - 親権の単独行使が可能な場合を明確化 - 父母の意見対立を調整するための裁判手続を新設 - 養育費の履行確保に向け、法定養育費制度等を導入 - 親子交流の試行的実施などを整備 ○こども家庭庁設置法 （R4年6月公布、R5年4月施行） - 内閣府の外局として設置 - こども政策全体の企画立案 - 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療 - 就学前のこどもの育ちの保障 - こどもの居場所づくり - 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援 - こどもの貧困対策 - 障害児支援	【国における状況】 ○こども大綱 （R5年12月閣議決定） こども基本法に基づく国の大綱として、政府全体のこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に規定 ○こども未来戦略 （R5年12月閣議決定） 急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、若者・子育て世代の所得向上と、社会全体の構造や意識を変えること、全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じた切れ目ない支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進するための総合的な対策を推進するもの。 ○子供の貧困対策に関する大綱 （R元年11月） 子供の貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針や、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の子供の貧困対策に関する事項等を規定 ○新しい社会的養育ビジョン （H29年8月） 里親等委託率に係る目標の大幅な引き上げ、施設の小規模化、分散化、高機能化など、新たな社会的養育の在り方を示すもの。 ○こども性暴力防止に向けた総合的な対策 （R6年4月） こども家庭庁が中心となり、政府全体・関係業界を挙げて、こども性暴力防止に向けた施策を総動員し、総合的な対策を推進するもの。 【県における状況】 ○第2次岡山県子ども・若者育成支援計画 （H29年3月策定、計画期間：H29～R3年度）略 ○第3次岡山県子ども・若者育成支援計画 （R4年3月策定、計画期間：R4～6年度） 子ども・若者育成支援推進法に基づき、岡山県における子ども・若者育成支援を総合的に推進するための基本方針や施策の方向等を定める。 ○岡山県子どもの貧困対策計画 （令和2年3月） 子どもの貧困対策の推進に関する法律において都道府県の努力義務と定められている都道府県における子どもの貧困対策についての計画。 子ども・子育て支援法に基づく県の総合計画である「岡山いきいき子どもプラン2020」の中に位置付けて策定	○R4年に成立した改正児童福祉法やこども未来戦略方針等を踏まえ、こども家庭センターの設置や家庭支援事業の強化、社会的養護においてこどもの権利が守られる体制の整備を進める必要がある。 ○子ども・若者を取り巻く環境は、本格的な人口減少社会の到来や、デジタル技術やグローバル化の進展など、大きく変化している。 ○困難な状況にある子ども・若者が抱える問題は、いじめや不登校、ひきこもり、貧困、虐待、ヤングケアラー、インターネット上の誹謗中傷や犯罪被害など、多岐にわたり、一人が複数の問題を抱えるなど、複雑で多様な状況となっている。 ○2022年国民生活基礎調査によると、子どもの相対的貧困率は11.5%と、子どもの9人に1人が所得水準などに照らして貧困の状態にある。また、ひとり親世帯でみると相対的貧困率は44.5%にのぼり、半数近くが貧困状態にある。	○子どもに関する人権問題だと思ふ事柄について、「『仲間はずれ』や『無視』、身体への直接攻撃や嫌なことをされたりさせられたりするなどのいじめ」が63.2%と最も高く、次いで「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」（51.8%）、「教師が体罰や人格を否定するような発言を行うこと」（44.6%）となっている。 前回調査と比較すると、「『仲間はずれ』や『無視』、身体への直接攻撃や嫌なことをされたりさせられたりするなどのいじめ」は9.5ポイント、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」は9.9ポイント、「保護者や同居する家族・親族が子どもに暴力をふるう、養育を放棄するなど、子どもを虐待すること」は11.6ポイント低くなっている。 内閣府調査と比較すると、「学校や就職先の選択などについて、子どもの希望や意志を大人が尊重しないこと」は5.5ポイント低くなっている。 ○質問の回答数について、前回調査では「✔️は5つまで」だったが、今回調査では「✔️はいくつでも」に変更している。 ○子どもの人権が守られるために必要なことについて、「学校での人権教育・道徳教育の推進」が63.8%と最も高く、次いで「家庭での人権教育・道徳教育の推進」（53.1%）、「いじめ防止等のための対策の推進」（47.1%）、「家庭内の人間関係・経済的な安定」（46.5%）などとなっている。 前回調査と比較すると、すべての項目で前回調査より高くなっており、特に「子どもが被害者となる犯罪の取締りの強化や有害環境の浄化」は14.7ポイント、「子どもが自由に自分の意見を表明できる機会の確保」は13.4ポイント高くなっている。
	子ども家庭課・人権教育・生徒指導課				

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

		○子ども・若者育成支援推進法の改正 (R6年6月公布、施行) ・国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを明記 ・ヤングケアラー等の支援が効果的に行えるよう、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が連携 ○子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正 (R6年6月公布、R6年9月施行) ・法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更 ・目的及び基本理念に、こどもの貧困対策を具体化 ・こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加 ○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童生徒性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (R6年6月公布) 児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが規定	○岡山県社会的養育推進計画 (令和7年3月改定) 国が示した「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、子どもの意見聴取の推進や里親等委託率の向上、児童家庭支援センターの設置など、施策の方向や目標等を定める。	(子ども家庭課)	
		【県における状況】 ○岡山県家庭教育応援条例 (R4年4月施行) ・全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう社会全体で応援する「家庭教育応援県岡山」の実現を目指す。 ・県の責務、市町村との連携等、保護者の役割等の明確化 ・毎年度の家庭教育支援施策の実績公表等	【県における状況】 ○第４次岡山県人権教育推進プラン (R4年2月策定)		○共働き世帯やひとり親世帯の増加といった家族形態の変容、地域のつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境の様々な変化に伴い、家庭や地域の教育力の低下が大きな問題となっている。（岡山県家庭教育応援条例関連） ○貧困やヤングケアラー、不就学等、子どもの健やかな育ちに影響を与える問題が顕在化してきている。（第４次岡山県人権教育推進プラン関連） (人権教育・生徒指導課)

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等	「人権問題に関する県民意識調査」
高齢者	長寿社会課・指導監査課	【国における状況】 ○共生社会の実現を推進するための認知症基本法 （R6年1月施行） 急速な高齢化の進展に伴い認知症の人数が増加している現状に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする。	【国における状況】 ○第二期成年後見制度利用促進基本計画 （R4年3月閣議決定、計画期間R4～8年度。第1期計画H29～R3年度） 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、制度の利用促進に関する施策の総合的かつ基本的な推進を図るために、国が講ずる制度利用促進策の基本的な計画 ○認知症施策推進大綱 （R元年6月認知症施策推進関係閣僚会議策定計画期間R7年まで） 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するための計画。R4年に国が進捗状況を確認 ○認知症施策推進基本計画 （R6年12月策定、計画期間R6年12月～11年度） 国は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進計画を策定することとなり、県は、当該計画を基本とするとともに、県の実情に即した認知症施策推進計画を策定する。 【県における状況】 ○第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画 （R6年3月策定、計画期間R6年度～8年度） 高齢者が要介護状態等になっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源や財源を効果的に活用しながら、必要な保健医療と福祉のサービス提供体制を計画的に整備するための計画	○日本の高齢者人口はR6年9月15日現在、3,625万人で、高齢化率は29.3%となっている。 ○全国の認知症の人の数は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となるR7年には、約471万人に、その後、65歳以上の人口がピークに近づくR22年には約584万人になると推計されている。 ○高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の虐待の状況が公表されており、R5年度は市町村への相談・通報件数が43,827件（対前年度2,741件増）あり、そのうち18,223件（対前年度698件増）が虐待と判断されている。 （長寿社会課）	○高齢者に関する人権問題だと思う事柄について、「悪質商法や詐欺の被害者が多いこと」が49.4%と最も高く、次いで「経済的に自立が困難なこと」（39.9%）、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」（32.7%）となっている。 。前回調査と比較すると、「悪質商法や詐欺の被害者が多いこと」は10.1ポイント、「経済的に自立が困難なこと」は11.7ポイント低くなっている。 内閣府調査と比較すると、「経済的に自立が困難なこと」は12.0ポイント、「高齢者の意見や行動を尊重しないこと」は9.2ポイント高くなっている。 ○質問の回答数について、前回調査では「✓は5つまで」だったが、今回調査では「✓はいくつでも」に変更している。 ○高齢者の人権が守られるために必要なことについて、「生活保障（年金など）の充実」が57.8%と最も高く、次いで「保健・福祉・医療サービスの充実」（54.5%）、「働く意欲のある高齢者の就労の場の確保」（53.5%）、「自立して生活しやすい環境の整備」（52.9%）などとなっている。 前回調査と比較すると、大きな差はみられない。

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等	「人権問題に関する県民意識調査」
障害のある人	障害福祉課・健康推進課	【国における状況】 ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律（令和６年４月施行） ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・事業者による社会的障壁（障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化等 ○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和４年５月施行） 障害者が必要とする情報を十分に取得、利用し、円滑な意思疎通を図るため、 ・障害者による情報の取得、利用並びに意思疎通に係る施策に関する基本理念 ・障害者による情報の取得、利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項等を規定 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部を改正する法律（令和６年４月施行） ・障害者等の地域生活の支援体制の充実（共同生活援助の支援内容拡大、基幹相談支援センターの機能強化など） ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進（就労選択支援の創設、一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用など）等 ○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年９月施行） 医療的ケア児（人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童）の健やかな成長を図ることなどを目的として、 ・医療的ケア児やその家族への支援に関する基本理念 ・保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策 ・医療的ケア児支援センターの指定等を規定	【県における状況】 ○第５期岡山県障害者計画（第７期岡山県障害福祉計画・第３期岡山県障害児福祉計画）（令和６年３月策定） 障害者基本法等に基づき、全ての県民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を基本理念に掲げ、障害のある人のための施策の基本的方向を示すもの。また、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に係る取組等について定めている。	○障害者虐待防止法に基づき障害者の虐待の状況が公表されており、令和５年度における全国の虐待（養護者及び施設従事者等によるもの）相談・通報件数は、15,590件(対前年度2,836件増)あり、そのうち3,477件(対前年度398件増)が虐待と認定されている。 ○障害者差別解消法改正法の施行（令和６年４月～）に伴い、民間事業者も合理的配慮の提供が義務となり、今後、事業者側からの合理的配慮の提供に関する相談が多く寄せられることが予想される。	○障害のある人に関する人権問題だと思ふ事柄について、「人々の障害のある人に対する理解が足りないこと」が44.1％と最も高く、次いで「差別的な言動」（40.3％）、「就職・職場での不利な扱い」（36.6％）となっている。 前回調査と比較すると、「人々の障害のある人に対する理解が足りないこと」は7.7ポイント、「就職・職場での不利な扱い」は8.7ポイント低くなっている。 内閣府調査と比較すると、「職場・学校等での嫌がらせやいじめ」は13.6ポイント、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」は12.9ポイント低くなっている。 ○質問の回答数について、前回調査では「✔️は５つまで」だったが、今回調査では「✔️はいくつでも」に変更している。 ○障害のある人の人権が守られるために必要なことについて、「自分らしく働くことのできる就労の場の確保」が60.0％と最も高く、次いで「自立して生活しやすい福祉のまちづくりを推進するための生活関連施設等のバリアフリー化を推進」（50.4％）、「個人のニーズに合った福祉サービスの充実」（42.8％）となっている。 前回調査と比較すると、「障害の有無にかかわらない交流活動の促進」は9.9ポイント、「障害のある人に対するさまざまな情報提供の充実」は7.5ポイント、「成年後見制度など障害のある人の権利と財産を守る制度の利用促進」は8.1ポイント高くなっている。

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

障害のある人		【県における状況】 ○岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例 （令和４年４月施行） 聴覚障害のある人となない人が共に暮らし支え合う共生社会を実現するため、手話が言語であるとの認識に基づき、 ・手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する基本理念 ・県の施策を推進するための基本的な事項等を規定 ○岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例 （令和５年４月施行） ・上記条例を一部改正したもの。（対象を聴覚障害から全ての障害に広げる）			
		【国における状況】 ○精神保健福祉法の一部改正 （R6年4月1日改正（一部はR5年4月1日改正）） 精神保健福祉法が一部改正され、精神相談に係る市町村の位置づけが明確化されるとともに、医療保護入院の上限期間の法定化や、精神科病院における虐待通報の仕組みの制度化、入院者訪問支援事業の創設等が新たに制定されるなど、精神障害者の地域移行・地域定着と人権擁護の方向性がより明確化された。 【国における状況】 ○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行 （R7年1月17日） 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対して、H31年４月施行の「旧優生保護法一時金支給法」を引き継ぎ、補償金等の支給が行われている。	【県における対応】 ○第９次岡山県保健医療計画 （R6年4月） ・法律改正を踏まえ、市町村が精神保健に課題がある人に対して実施する相談支援に対して、適切な支援が包括的に確保されるよう、県が必要な支援を行う旨を新たに記載した。 ・精神障害者の地域移行・地域定着を測る数値目標として、新たに「退院後１年以内の地域生活における平均生活日数」を設定した。 ●退院後１年以内の地域生活における平均生活日数 325.3日（R8年度） 【国における状況】 ○障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画 （R6年12月27日） 旧優生保護法に基づく重大な人権侵害への反省から、障害のある人への偏見や差別を根絶し、全ての国民が、疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて策定された。	○当事者の尊厳を守り、意思を尊重し、当事者が力を発揮できるようにするとともに、入院の継続は「当たり前」ではないことを、医療機関も本人も家族も、これまで以上に意識した上で、身近な地域で暮らしながら、必要な医療へのアクセスを確保していく必要がある。	（障害福祉課） （健康推進課）

前回県民意識調査（令和元年 8 月）後の社会情勢等の変化について

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等	「人権問題に関する県民意識調査」																								
同和問題	人権・男女共同参画課・人権教育・生徒指導課	【国における状況】 状況の変化なし ○部落差別の解消の推進に関する法律（H28年12月施行） 部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定	【国における状況】 状況の変化なし	○部落差別の実態に係る調査結果の公表（令和2年6月法務省） 今後の施策の在り方について、次のとおり記載がある。 ・部落差別は依然として人権課題の重要な一類型となっており、引き続き粘り強く適切に対応していく必要がある。 ・内容、方法等が国民から理解と共感を得られるような教育・啓発を行うことが重要。 ・法務局及び人権擁護委員の相談窓口の周知 ・部落差別の問題を含め、様々な人権問題に関する相談対応能力向上のための研修の充実 ・インターネット上の人権侵害情報は、原則として削除要請等の対象であり、関係省庁、地方公共団体、事業者と連携しつつ、積極的な対応を進める。 ○部落差別の解消は、法務省の人権啓発活動の啓発活動強調事項18項目中の一つであり、次のとおり記載がある。 「部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。 「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。 また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。」 ○県（人権・男女共同参画課）が受け付けた同和問題に関する人権相談件数は、次のとおり。 （単位:件） <table><tr><td>西暦 和暦</td><td>2014 H26</td><td>2015 H27</td><td>2016 H28</td><td>2017 H29</td><td>2018 H30</td></tr><tr><td>同和問題</td><td>6</td><td>15</td><td>20</td><td>15</td><td>25</td></tr></table> <table><tr><td>西暦 和暦</td><td>2019 R1</td><td>2020 R2</td><td>2021 R3</td><td>2022 R4</td><td>2023 R5</td></tr><tr><td>同和問題</td><td>12</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>1</td></tr></table> （人権・男女共同参画課）	西暦 和暦	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	同和問題	6	15	20	15	25	西暦 和暦	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	同和問題	12	5	6	10	1	○同和問題を知ったきっかけについて、「学校の授業で教わった」が28.5%と最も高く、次いで「家族（祖父母、父母、兄弟姉妹等）から聞いた」（28.1%）、「同和問題は知っているがきっかけは覚えていない」（8.7%）となっている。 前回調査と比較すると、大きな差はみられない。 内閣府調査と比較すると、「家族（祖父母、父母、兄弟姉妹等）から聞いた」は11.8ポイント高くなっており、「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」は8.9ポイント低くなっている。 ○同和問題に関する人権問題だと思う事柄について、「交際や結婚問題での周囲の反対」が49.1%と最も高く、次いで「身元調査」（31.0%）、「差別的な言動」（28.3%）などとなっている。 前回調査と比較すると、「差別的な言動」は6.6ポイント高くなっている。 内閣府調査と比較すると、「交際や結婚問題での周囲の反対」は8.7ポイント、「身元調査」は 6.7ポイント高くなっており、「就職・職場での不利な扱い」は13.1ポイント、「差別的な落書」は6.3ポイント低くなっている。 ○質問の回答数について、前回調査では「✔️は3つまで」だったが、今回調査では「✔️はいくつでも」に変更している。 ○同和問題を解決するために必要なことについて、「えせ同和行為を排除する」が30.6%と最も高く、次いで「人権教育・啓発広報活動を推進する」（29.5%）、「特別なことをする必要はなく自然に無くなっていくのを待つ」（22.4%）となっている。 前回調査と比較すると、「えせ同和行為を排除する」は6.0ポイント、「関係者が自立して生活しやすい環境をつくる」は5.3ポイント高くなっており、「特別なことをする必要はなく自然に無くなっていくのを待つ」は5.4ポイント低くなっている。
		西暦 和暦	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30																						
同和問題	6	15	20	15	25																								
西暦 和暦	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5																								
同和問題	12	5	6	10	1																								

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

			【県における状況】 ○第４次岡山県人権教育推進プラン （R4年2月策定）	○同和問題は、様々な施策の推進と多くの人々の努力によって解決に向かってはいるが、引き続き差別意識の解消に取り組む必要がある。 （人権教育・生徒指導課）	
--	--	--	--	---	--

前回県民意識調査（令和元年8月）後の社会情勢等の変化について

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等	「人権問題に関する県民意識調査」
外国人	国際課	【国における状況】 ○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月施行） 国による日本語教育機関の認定や、認定日本語教育機関における日本語教員資格の創設などについて規定 ○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和6年6月施行） 難民認定申請3回目以降の申請者は送還可能とすること、対象者を入管施設に原則収容する仕組みを改め、施設外での生活を認めること、紛争避難民を「準難民」として保護する制度の創設などについて規定 ○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年6月成立、3年以内に施行） 現行の技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労」制度を創設することなどを規定 【県における状況】 ○岡山県外国人材等支援推進条例（令和6年10月成立、令和7年4月施行） 県内で就労している外国人等に対し、多様な支援の仕組みを産官学労の連携により構築し、外国人材等から選ばれる県になることを目的に、議員提案により制定	【国における状況】 ○日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月制定） 日本語教育の推進に関し基本理念を定めた「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）に基づき、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資することを目的に、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を規定 ○外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和4年6月制定、令和6年6月一部変更） 我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップ 【県における状況】 ○令和7年度国際化施策推進方針 「第4次晴れの国おかやま生き活きプラン」の基本目標及び長期構想の実現に向けて、国際化の施策推進の方向性を示すもの。その中で、多文化共生に関する取組の方向性として、外国人が安心して暮らせるよう、多言語による生活相談・情報提供やコミュニケーション支援に取り組むとともに、外国人の地域参加を促進するなど多文化共生の地域づくりを推進することとしている。	○県内の在留外国人数は、令和6年12月末時点で38,886人（県人口の約2.1%）と過去最高となっており、今後もあらゆる分野でのグローバル化が一層進む中、外国人の更なる増加、多様化が見込まれている。 ○在住外国人の増加や国籍・地域の多様化に伴い、日常生活の様々な場面において、言葉や文化、生活習慣、価値観等の相違などによる問題が生じていることから、在住外国人に対し、コミュニケーション支援や多言語相談体制の確保、地域日本語教育体制の充実など、誰もが暮らしやすい多文化共生の地域づくりを推進することが求められている。	○在住外国人に関する人権問題だと思ふ事柄について、「差別的な言動」が19.8%と高く、次いで「就職・職場での不利な扱い」（18.8%）、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」（17.2%）などとなっている。また、「特にない」は35.6%となっている。 前回調査と比較すると、「就職・職場での不利な扱い」は7.8ポイント、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」は9.0ポイント、「アパート等への入居の拒否」は5.3ポイント低くなっている。 内閣府調査と比較すると、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」は10.6ポイント、「職場・学校等での嫌がらせやいじめ」は5.3ポイント、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」は6.1ポイント低くなっている。 ○質問の回答数について、前回調査では「✔は3つまで」だったが、今回調査では「✔はいくつでも」に変更している。 ○在住外国人の人権が守られるために必要なことについて、「在住外国人の積極的な登用・雇用や労働条件の向上」が36.0%と最も高く、次いで「在住外国人に対する日本人の理解促進」（35.8%）、「在住外国人のための日本語学習機会の増大や在住外国人の子どもに対する教育の充実」（33.6%）となっている。 前回調査と比較すると、大きな差はみられない。
	ハンセン病問題 疾病感染症対策課	【国における状況】 ○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年11月施行） ・国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るものとされた。	該当なし	○ハンセン病療養所入所者の平均年齢は、89歳を超え、療養所を退所しての社会復帰は困難な状況にある。また、ハンセン病患者等の情報に関する資料がインターネットオークションに出品されるといった事例もあった。県民・地域との交流を促進することで療養所全体としての社会復帰を促進するとともに、県民のハンセン病に対する正しい理解を深め、療養所入所者などに対する偏見・差別の解消に努めている。 ○厚生労働省が令和6年3月及び令和7年3月に公表したハンセン病問題に係る全国的な意識調査の結果を踏まえ、岡山県においても偏見差別の解消のため、正しい知識の啓発に引き続き取り組んでいく。	○ハンセン病に関してどのような人権問題が起きていたか知っている事柄について、「ハンセン病患者・回復者とその家族に対して、さまざまな偏見・差別があったこと」が76.6%と最も高く、次いで「戦後に治療薬が開発され、隔離の必要が全く無くなったにもかかわらず、ハンセン病患者に対する隔離政策が続いたこと」（63.2%）、「療養所入所者の多くが（亡くなった後も）故郷に帰れないこと」（50.2%）となっている。 前回調査と比較すると、「ハンセン病患者・回

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

		○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の改正 （令和元年11月施行） ・ハンセン病をめぐる差別の解消の図るため、名誉回復の対象に家族が加えられた。		○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和６年６月19日に公布・施行され、補償金の請求期限が令和11年11月21日に延長された。より多くの方に申請していただけるよう、制度の周知に努めている。	復者とその家族に対して、さまざまな偏見・差別があったこと」は5.7ポイント、「戦後に治療薬が開発され、隔離の必要が全く無くなったにもかかわらず、ハンセン病患者に対する隔離政策が続いたこと」は5.6ポイント低くなっている。
患者等（H I V感染・エイズ・その他の疾病等）	疾病感染症対策課	【国における状況】 ○新型インフルエンザ等対策特別措置法 （令和３年２月13日一部改正施行） 感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられ、国や地方公共団体は、新型コロナウイルスに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行うことなどを規定 ○良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律 （令和５年６月16日施行） 良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策（ゲノム医療施策）を総合的かつ計画的に推進することを目的に議員立法により制定	【国における状況】 ○ゲノム医療推進法に基づく基本計画 （検討中） ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画の策定に向けた検討が国においてなされている。	○医療等の進歩により、感染者はH I Vに感染しても早期発見・早期治療によって、健常者と同等の生活を送ることができることとなった。一方で、感染者及び患者の高齢化も進んできており、高齢化に伴う合併症発症の危険性も増大している。こうしたことから、医療関係者をはじめ福祉・介護分野から一般県民まで、幅広くH I V感染者やエイズに関する正しい知識の普及啓発を図ることが必要となっている。 ○令和２年１月に新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認され、県内では、令和２年３月に初めて感染者が確認された。その後、県内でも感染者数の増減を繰り返す一方で、新型コロナワクチンの接種が令和３年３月から開始された。 ○こうした中、偏見や差別が生まれたことなどから、県では、令和２年８月から市町村や関係団体等と連携して、「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーン等を実施するとともに、県ホームページやラジオ、SNS等を活用し、正しい情報の迅速な提供や啓発、相談などを実施してきた。 ○令和５年５月から感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ「５類」となり、現在、誹謗中傷等は減ってきているが、今後新たな感染症等が拡大してきた際に、不安が差別につながることはないように正しい知識と情報を基に行動するよう啓発等を継続する必要がある。 ○がんゲノム医療は、がんの遺伝子情報を解析し、診断や治療に活用する医療であり、近年急速に発展している。 ○日本では、がんゲノム医療の推進が「第４期がん対策推進基本計画」に掲げられ、体制の整備が進められている。	○H I V感染者等に関する人権問題だと思う事柄について、「差別的な言動」が19.2%と高く、次いで「交際や結婚問題での周囲の反対」（16.0%）、「治療や入院を断ること」（11.4%）、「就職・職場での不利な扱い」（11.0%）となっている。また、「特にない」は33.9%、「わからない」は30.3%となっている。前回調査と比較すると、「交際や結婚問題での周囲の反対」は15.9ポイント、「就職・職場での不利な扱い」は7.2ポイント低くなっている。 ○質問の回答数について、前回調査では「✓は３つまで」だったが、今回調査では「✓はいくつでも」に変更している。 ○H I V感染者等の人権が守られるために必要なことについて、「病気について正しく理解するための啓発活動の推進」が61.4%と最も高く、次いで「学校におけるエイズに関する教育の充実」（51.3%）、「適切な医療体制や相談体制の充実」（42.7%）、「プライバシーの保護」（41.6%）となっている。前回調査と比較すると、「プライバシーの保護」は12.1ポイント、「地域支援体制等を充実し、社会で生活しやすい環境の提供」は6.2ポイント、「家庭や地域社会での啓発活動の取組」は5.9ポイント高くなっている。

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等	「人権問題に関する県民意識調査」
インターネットによる人権侵害	デジタル推進課・子ども家庭課	【国における状況】 ○特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 （令和７年４月施行） インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、大規模プラットフォーム事業者に対して削除申出窓口の整備・公表等の義務を定めた。	該当なし	○2016年のアメリカ大統領選などを契機とし、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ侵攻に関するものを含め、インターネット上のフェイクニュースや偽情報が問題となっている。 ○令和６年に法務省人権擁護機関が、新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は1,707件、処理した人権侵犯の数は1,910件であり、いずれも高水準で推移している。 ○令和６年にＳＮＳユーザーを対象に実施したアンケート調査（総務省プラットフォームサービスに関する研究会 三菱総合研究所「インターネット上の違法・有害情報に関する流通実態アンケート調査」）によると、60.6%の人がインターネット上の誹謗中傷等の投稿（「他人を傷つけるような投稿（誹謗中傷）」）を目撃したことがあると回答している。また、過去１年間にＳＮＳを利用した人の18.7%が「他人を傷つけるような投稿（誹謗中傷）」の被害に遭っていると回答している。 （デジタル推進課）	○インターネットに関する人権問題だと思ふ事柄について、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が70.4%と最も高く、次いで「一方的に多くの人から個人に対して批判的な内容が書き込み（投稿）されること」（53.8%）、「フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること」（50.8%）となっている。 前回調査と比較すると、「プライバシーに関する情報が掲載されること」は12.7ポイント、「元交際相手の性的な画像を、相手の同意を得ることなく、ＳＮＳやインターネットの掲示板に公表するなどのリベンジポルノが存在すること」は7.8ポイント、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報が掲載されること」は5.4ポイント低くなっている。 内閣府調査と比較すると、「ＳＮＳなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」は6.2ポイント高くなっている。
		【県における状況】 ○岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例 （H23年10月施行、H30年4月改正） 略 （R4年4月改正） 民法の一部改正による婚姻による成年擬制の廃止に伴う改正 ○岡山県青少年健全育成条例 （S52年9月施行） （R6年7月改正、R6年10月施行） 児童ポルノの提供を求める行為の禁止を新設	該当なし	○ＳＮＳの普及を背景に青少年に自分の裸等を撮影させて送信させる事案（自画撮り被害）が増加しており、令和５年７月の刑法改正により16歳未満にこうした画像等の送信を要求した場合の処罰規定が設けられた。 （子ども家庭課）	
犯罪被害者等	くらし安全安心課	【国における状況】 ○刑法の改正 令和５年７月、性犯罪に関する規定を見直す改正刑法が施行され、強制・準強制性交罪は「不同意性交等罪」に、強制・準強制わいせつ罪は「不同意わいせつ罪」となり、同意がない性行為は犯罪になり得ることが明確になった。 また、「不同意性交等罪」の時効は10年から15年、「不同意わいせつ罪」は7年から12年になった。 ○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律 令和６年６月、犯罪の被害者や遺族に	【国における状況】 ○第４次犯罪被害者等基本計画 （計画期間 R3～7年度） 犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援の施策を総合的かつ計画的に推進 ○性犯罪・性暴力対策の強化の方針 （R2年6月） R2～4年度を「集中強化期間」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化 ○性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針 （R5年3月） R5～7年度を「更なる集中強化期間」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化	○弱い立場におかれた「こども・若者」が性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たず、対策の一層の強化を図ることは、すべてのこども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現する上で、喫緊の課題となっている。	○犯罪被害者等に関する人権問題だと思ふ事柄について、「何年にもわたって、精神的ショックが続いたり、身体的不調をきたしたりすること」が35.1%と最も高く、次いで「マスコミに、プライバシーを侵害する過剰な取材や事実と異なる報道をされることがあること」（33.9%）、「事件のことを思い出したり、周囲にうわさ話をされたりして、転居を余儀なくされること」（29.4%）となっている。 。前回調査と比較すると、比較できるすべての

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

		国が給付する給付金額が増額されることとなった。 ○ 綜合法律支援法の一部改正 （令和６年４月公布、公布日から２年以内に施行） 早期の段階から弁護士が一貫して支援する、犯罪被害者等支援弁護士制度が創設されることとなった。	【県における状況】 ○ 第４次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針 （期間　R3～7年度） 犯罪被害者等基本法及び国の基本計画を踏まえ、岡山県における犯罪被害者等の支援の施策を総合的かつ計画的に推進		項目で約10.0ポイント以上低くなっており、特に「何年にもわたって、精神的ショックが続いたり、身体的不調をきたしたりすること」は24.7ポイント低くなっている。
多様な性	人権・男女共同参画課	【国における状況】 ○ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 （令和５年６月２３日施行） 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵（かん）養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。	【国における状況】 ○法第８条の規定に基づき、政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する「基本計画」策定の義務があるが、現在までのところ、策定されていない。 ○法第12条の規定に基づき、政府は、法律に定める措置の実施等に当たり、すべての国民が安心して生活することができるよう、運用に必要な「指針」を策定するものとされている。 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議 （令和５年８月９日設置。内閣府所管。） ・当会議は、関係省庁で実施している既存の取組を整理し、国民の理解の増進に関する基本計画や指針の策定等に向けた連絡調整を行う。 ○ 公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて （令和５年６月２３日付け、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長から各都道府県衛生主管部（局）長あて） ・男女とは、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業及び旅館業の営業者は、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるものと考えている。 【県における状況】 ○国の基本計画等の内容を確認した上で適切に対応する。	○パートナーシップ宣誓制度等の導入状況（ R7.4 月岡山県把握） ・県内： 15 市町が導入（人口カバー率 92.2 ％） 総社（H31.4）、岡山（R2.7）、備前（R3.10）、倉敷（R3.12）、真庭（R3.12）、笠岡（R4.4）、瀬戸内（R4.10）、美作（R4.10）、浅口（R4.12）、井原（R5.4）、和気（R5.4）、早島（R5.12）、赤磐（R6.4）、津山（R6.10）、 玉野（R7.4） ・都道府県： 31 都府県が導入 茨城、群馬、大阪、佐賀、三重、青森、秋田、福岡、栃木、東京、富山、静岡、長野、岐阜、鳥取、島根、香川、福井、山梨、山形、和歌山、愛知、徳島、大分、奈良、兵庫、山口、滋賀、新潟、福島、 沖縄 ○性同一性障害特例法の手術要件について 令和５年10月25日、最高裁判所大法廷は、戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとする法律の規定（生殖不能要件）について、「生殖機能をなくす手術を受けるか、性別変更を断念するか過酷な二者択一になっている」と指摘し、「身体への強い負担」である手術を必要とする規定を「違憲」とする決定をした。なお、性器の外観要件については、高等裁判所へ審理のやり直しを命じた。令和６年７月10日、広島高裁は、「手術が常に必要ならば、憲法違反の疑いがある。他者の目に触れたときに特段の疑問を感じない状態で足りると解釈するのが相当だ」と指摘し、手術なしでも外観の要件は見たされるという考え方を示した。 ○同性婚 訴訟 について ・ 同性婚を認めないことは憲法に違反するとした訴訟６件のうち５件について、札幌（R6.3）、東京（R6.10）、福岡（R6.12）、名古屋（R7.3）、大阪（R7.3）の５高裁すべてで違憲判決（残り１件は東京高裁で審議中） ・ ５高裁すべてで、法の下での平等（憲法14条１項）と個人の尊厳と両性の本質的平等（憲法24条２項）に反するとの判断 ○共同通信社世論調査（ R7.5 ） ・同性婚を認める方がよい 64 ％、認めない方がよい 34 ％ ＜参考＞ ・男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだと思いますか	○性的マイノリティの方に関する人権問題だと思いう事柄について、「差別的な言動」が28.4％と最も高く、次いで「性的マイノリティの方に対する理解が足りないこと」（26.6％）、「学校等での嫌がらせやいじめ」（20.1％）となっている。また、「特にない」は28.4％となっている。 前回調査と比較すると、「性的マイノリティの方に対する理解が足りないこと」は12.1ポイント、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」は5.7ポイント低くなっている。

前回県民意識調査（令和元年 8 月）後の社会情勢等の変化について

			(H27.2電話調査) 認めるべきだ41%、認めるべきではない34% ○性同一性障害の職員に対するトイレの使用制限について 令和 5 年 7 月 11 日、最高裁は、経済産業省に勤務する性同一性障害の職員の女性トイレの使用制限に関して、国の対応が裁量権の範囲の逸脱又は濫用したものとして、違法と判決をした。 ○同性パートナーに犯罪被害者遺族給付金の支給について 令和 6 年 3 月 26 日、最高裁は、犯罪被害者の遺族に支払われる国の給付金について、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性のパートナーも含まれ、給付の対象になりうるとする判決をした。 ○性別変更後に生まれた子と親子関係について 令和 6 年 6 月 21 日、最高裁は、戸籍上の性別を男性から女性に変更した後に凍結保存していた自分の精子で生まれた子どもについて、法的な親子関係を認めた。	
--	--	--	---	--

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等	「人権問題に関する県民意識調査」
ホームレス （路上生活者）	地域福祉課	【国における状況】 ○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 （平成２９年６月改正） 法の有効期限を令和９年８月まで延長 ○生活困窮者自立支援法 （令和６年４月２４日改正） 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するために制定。一時生活支援事業等においてホームレス対策を行っている。	【国における状況】 ○ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 （令和５年７月３１日改正） 特別措置法の趣旨、ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国として基本的な方針を明示	○過去５年間の県内のホームレス者の推移は次のとおり。 R１年　１６人（うち政令市・中核市１４人） R２年　１６人（うち政令市・中核市１５人） R３年　１０人（うち政令市・中核市　　９人） R４年　　８人（うち政令市・中核市　　７人） R５年　１２人（うち政令市・中核市１１人） ○ホームレスの高齢化、路上（野宿）生活期間の長期化が進んでいる傾向にある。 ○生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業については、ホームレス等住居をもたない方、不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する事業であるが、岡山市（政令市）、倉敷市（中核市）、津山市、笠岡市、高梁市、瀬戸内市、赤磐市で実施されている。	○ホームレスに関する人権問題だと思ふ事柄について、「経済的に自立が困難なこと」が26.9%と最も高く、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりすること」（24.8%）、「通行人等からの暴力」（22.9%）、「差別的な言動」（22.3%）となっている。また、「特にない」は26.3%となっている。 前回調査と比較すると、「経済的に自立が困難なこと」は12.1ポイント、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」は10.4ポイント、「就職・職場での不利な扱い」は5.1ポイント低くなっている。
自殺問題	健康推進課	【国における状況】 ○自殺対策基本法 （H28年4月1日一部改正） 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。また、都道府県及び市町村において、それぞれ地域の実情を勘案した自殺対策計画を定めるものとされた。	【国における状況】 ○自殺総合対策大綱 （R4年10月閣議決定） 政府が推進すべき自殺対策の指針として、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」等を重点的に推進する新たな自殺対策大綱を閣議決定した。なお、R8年までに自殺死亡率をH27年と比べて30%以上減少（13.0以下）させる旧大綱の数値目標は継続した。 【県における状況】 ○第３次岡山県自殺対策基本計画 （R3年3月） 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念とし、R7年の自殺死亡率を国大綱と同じ13.0以下とすることを数値目標とする。 ○第９次岡山県保健医療計画 （R6年4月） R7年の自殺死亡率を国大綱と同じ13.0以下とすることを数値目標とする。	○全国の自殺による死亡者数（自殺統計）は、H２４年に１５年ぶりに３万人を下回り、令和元年は最小の２万１６９人となったが、令和２年に１１年ぶりの増加に転じた後は、２万１千人台で推移している。R５の自殺者数について、男性・女性ともに前年から減少したものの、小中高生は統計のある昭和55年以降で最多になるなど、今後対応すべき課題が顕在化してきている。	
被災者	人権・男女共同参画課	該当なし	【国における状況】 ○防災基本計画 （最終修正：令和６年６月） 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災対策に関する基本的な計画 令和３年５月の計画修正において、市町村が指定避難所等における性暴力やDVの発生を防止すること等が新たに盛り込まれた。	○過去の災害では、指定避難所等において、性暴力・DVを含む女性や子供に対する暴力が発生した事例があり、対策が求められている。 ○東日本大震災の発災から13年を経過したこともあり、県内の支援団体に確認するも、福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対しての、風評に基づく心ない嫌がらせや、いじめは確認されなくなっている。	○災害等の被災者に関する人権問題だと思ふ事柄について、「避難生活でプライバシーが守られない」が48.5%と最も高く、次いで「避難生活でトイレ、風呂などの衛生環境が悪化する」（47.1%）、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる」（40.9%）となっている。

前回県民意識調査（令和元年8月）後の社会情勢等の変化について

			【県における対応】 ○岡山県地域防災計画 （最終修正：令和7年2月） 災害対策基本法に基づき、県防災会議が作成する県の防災対策に関する基本的な計画 令和4年2月の計画修正において、指定避難所等における性暴力・DV発生防止対策等を含む防災基本計画の修正内容を反映	○東日本大震災の避難者数（R7.3.4時点） 全 国：828市町村 約2.8万人 岡山県：14市町村 808人																							
刑を終えて出所した人	地域福祉課・くらし安全安心課	該当なし	【国における状況】 ○第二次再犯防止推進計画 （令和5年3月閣議決定 計画期間 令和5年度～9年度） 国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、政府が取り組む再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画 【県における状況】 ○第2次岡山県再犯防止推進計画 （令和6年3月策定 計画期間 令和6年度～10年度） 国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、岡山県における犯罪をした者等を地域社会で支援するための施策を総合的かつ計画的に実施するための計画	○近年、全国の刑法犯認知件数は減少しているものの、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」や少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の割合である「再非行少年率」は高止まりしている。 ○犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする者が多い。 （くらし安全安心課）																							
			○矯正施設（刑務所等）から退所した後、高齢又は障害があることにより、自立した生活を営むことが困難と認められる者について、岡山県地域生活定着支援センターの支援を受ける者は増加傾向にある。 ○岡山県地域生活定着支援センターでは、R4年1月から、刑事収容施設に収容されている被疑者等を対象とする支援業務を開始するとともに、R4年度から、検察庁、弁護士会、保護観察所、刑務所、社会福祉士会等からなる「被疑者支援業務に関するネットワーク会議」を開催している。 ＜支援実績＞ <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度</td></tr><tr><td>コーディネート業務</td><td>27件</td><td>32件</td><td>29件</td><td>30件</td></tr><tr><td>フォローアップ業務</td><td>52件</td><td>66件</td><td>71件</td><td>63件</td></tr><tr><td>相談支援業務</td><td>19件</td><td>27件</td><td>24件</td><td>24件</td></tr><tr><td>被疑者等支援業務</td><td>6件</td><td>10件</td><td>8件</td><td>8件</td></tr></table> （地域福祉課）		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	コーディネート業務	27件	32件	29件	30件	フォローアップ業務	52件	66件	71件	63件	相談支援業務	19件	27件	24件	24件	被疑者等支援業務	6件	10件	8件
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																							
コーディネート業務	27件	32件	29件	30件																							
フォローアップ業務	52件	66件	71件	63件																							
相談支援業務	19件	27件	24件	24件																							
被疑者等支援業務	6件	10件	8件	8件																							

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等	「人権問題に関する県民意識調査」
中国 残留邦人 とその家族	福祉企画課	【国における状況】 状況の変化なし ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年10月施行）	【国における状況】 状況の変化なし	○永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたって中国等への残留を余儀なくされたため、多くの人が日本語が不自由な状態であり、帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の蓄えが不十分であるという特別な状況に置かれている。 ○また、支援対象者の高齢化が進んでいることから、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮をすることが求められている。 ○県内の要支援者数31人（R7.3月現在）	
拉致問題	福祉企画課	【国における状況】 状況の変化なし ○拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年６月施行）	【国における状況】 状況の変化なし ○「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部改正（平成23年４月） ・各人権課題に対する取組の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加 ○拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策（平成25年１月　政府拉致問題対策本部決定） ・拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、全ての拉致被害者の安全確保と即時帰国、拉致実行犯の引き渡しを追求していく。 ・具体的施策として、早期解決に向けた更なる対抗措置を検討し、日朝政府間協議を始め、あらゆる機会を捉え、拉致問題の解決に向けた具体的行動への継続した強い要求を行うこと等を示した。	○平成14年に北朝鮮が拉致を認め、拉致被害者５名とその家族は帰国したものの、２２年が経過する現在もなお多くの拉致被害者が帰国できていない。令和7年3月現在、政府認定拉致被害者は１７名（帰国した５名を含む）。 ○拉致被害者の親世代は高齢となり、家族会代表を務めた横田滋さんや飯塚繁雄さんなどが亡くなるなど、時間的制約のある人権問題である。令和7年3月現在、親世代で存命の方は１名のみ。	

前回県民意識調査（令和元年８月）後の社会情勢等の変化について

		法律・条例の制定及び改正の状況	計画制定及び改定の状況	社会情勢の変化等	「人権問題に関する県民意識調査」
職場などにおけるハラスメント	労働雇用政策課	【国における状況】 ○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 （R元年6月改正公布、R2年6月施行（一部R4年4月施行、R7年6月改正【P】）） 事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務、措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定が整備された。そのうち、パワーハラスメントの雇用管理上の措置義務について、中小企業事業主においても令和4年4月から義務化された。 令和7年6月の改正では、カスタマーハラスメントについて、パワーハラスメント等と同じく事業主が防止措置を講じることが義務化された。（施行は公布日から起算して1年6月以内に政令で定める日）【P】 ○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 （R元年6月改正公布、R2年6月施行、R7年6月改正【P】） 令和2年6月にセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化される等、防止対策の強化が図られた。 令和7年6月の改正では、求職者等（就職活動中の学生をはじめとする求職者）に対するセクシャルハラスメントについて、労働者と同じく事業主が防止措置を講じることが義務化された。（施行は公布日から起算して1年6月以内に政令で定める日）【P】	【県における状況】 ○第5次岡山県人権政策推進指針 （R3年3月策定） （第3章 施策の推進方策 2 人権啓発・人権教育（2）様々な場での啓発・教育 ウ 企業等における普及・啓発） 職場における様々なハラスメントについて、企業等にハラスメント防止対策の制度の周知を図り、ハラスメント防止対策を推進することとされた。	○職場のパワーハラスメントについては、改正「労働施策総合推進法」が施行された令和2年度以降の岡山労働局における「パワーハラスメント防止措置に関する相談件数」では、令和3年度は対前年比で減少したものの、令和4年度と令和5年度も増加が続いている。 ○岡山労働局における「セクシュアルハラスメント等に関する相談件数」では、令和5年度では「セクシュアルハラスメント」が最も多く、前年度比64%増の146件、また、「妊娠・出産等ハラスメント・不利益取扱い」に関する相談が101件及び「育児休業等ハラスメント・不利益取扱い」84件となっており、いずれの相談件数についても令和4年度から大幅な増加となった。 ○事業主は、これまでの職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止措置と同様に、新たに追加されたカスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシャルハラスメントの防止対策についても必要な措置を講じていく必要がある。【P】 ；	○セクシュアル・ハラスメントに関する人権問題だと思ふ事柄について、「性的な冗談やからかい」が37.4%と最も高く、次いで「不必要な身体への接触」（26.7%）、「性的な事実関係に関する質問」（18.8%）となっている。 前回調査と比較すると、「食事やデートへの執拗な誘い」は8.7ポイント低くなっている。 ○パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどに関する人権問題だと思ふ事柄について、「同僚の前で叱責したり無能扱いをするなどの精神的な攻撃」が45.7%と最も高く、次いで「能力を超える過大な業務や、遂行が不可能なことの強制」（23.2%）、「仕事を与えなかったり、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事の強制」（22.9%）、「隔離、仲間外しや無視など」（22.0%）となっている。 前回調査と比較すると、「身体をたたいたり物を投げつけるなどの暴力」は5.9ポイント高くなっている。
	消費生活上の安心課題（第4次指針での課	【国における状況】 ○改正消費者契約法（消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律） 靈感商法等による消費者被害の深刻化に対応するために、いわゆる「改正消費者契約法」や「不当寄附勧誘防止法」が令和5年1月5日に施行された。 [改正点] ①今後の被害防止：靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象拡大 ②現在の被害者向け：取消権の行使期間の伸長	【国における状況】 ○第5期消費者基本計画 （計画期間R 7～12年度） 長期的に講ずべき消費者政策の大綱、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めた消費者政策の推進に関する基本的な計画 ○消費者教育の推進に関する基本的な方針 （対象期間 R 5～11年度）※通常5年間のところ、次期消費者基本計画の終了期間に合わせて7年間となっている。消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、関連する他の消費者施策との連携に関する事項を定めた消費者教育の推進に関する基本的な方針	○高齢化の更なる進行や、高齢者単独世帯の増加、令和4年4月の成年年齢引下げ、デジタル化の進展に伴う電子取引の拡大等により、消費生活を巡る状況は変化し続けており、消費者問題はますます複雑化、多様化している。このため、消費者被害の防止・救済や、各ライフステージに応じた消費者教育の推進等が重要である。 ○また、公正で持続可能な社会を実現するために、消費者一人ひとりが、人や社会、環境に配慮した消費行動を実践するなど、社会の一員として積極的に関与することが求められている。	

前回県民意識調査（令和元年 8 月）後の社会情勢等の変化について

題 ）	○不当寄附勧誘防止法（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律） （令和 4 年12月公布、令和 5 年 1 月施行（一部規定を除く）、令和 5 年 6 月施行） 法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図る。	【県における状況】 ○第 4 次岡山県消費生活基本計画 （計画期間 R 3 ～ 7 年度） 岡山県消費生活条例に基づく、消費者施策の総合的な推進を図るための消費生活に関する基本的な計画 （平成31年度からは、岡山県消費者教育推進計画を岡山県消費生活基本計画に統合。）		
--------	---	--	--	--